



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 沖縄県地域総合整備資金貸付規程の一部を改正する告示（地域・離島課） ..... 1
- 村営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課） ..... 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） ..... 2
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） ..... 2
- 市街地再開発事業の事業計画の認可（都市計画・モノレール課） ..... 2

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 6

### 企業局事項

- 沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 ..... 6

### 公安委員会事項

- 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則による遊技機の型式検定 ..... 6
- 機械警備業務管理者講習の実施 ..... 7

## 告 示

### 沖縄県告示第621号

沖縄県地域総合整備資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年10月 9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県地域総合整備資金貸付規程の一部を改正する告示

沖縄県地域総合整備資金貸付規程（平成2年沖縄県告示第453号）の一部を次のように改正する。

第4条中「株式会社、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人その他の法人」を「法人格を有する団体」に改める。

附則第2項中「平成18年7月14日」を「平成19年10月9日」に、「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

第5号様式中「ふるさと融資期間」を「地域総合整備資金の貸付期間」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成19年10月9日から施行する。

### 沖縄県告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり村営土地改良事業の施行を同意した。

平成19年10月 9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 南大東村

- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 旧幕下第2地区
  - (2) 事業名 土地改良事業(区画整理)
- 3 同意年月日 平成19年9月28日

---

**沖縄県告示第623号**

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成19年10月9日から同月23日まで今帰仁漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成19年10月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 発起人の住所及び氏名 今帰仁村字古宇利159番地 島袋薫、今帰仁村字古宇利147番地 與那嶺清
- 2 加入区 今帰仁加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条(義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等)第1項の申出をする漁業協同組合の名称 今帰仁漁業協同組合

---

**沖縄県告示第624号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成15年沖縄県告示第498号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年10月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・沖7号安慶田中線
- 3 事業施行期間 平成15年6月20日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成15年沖縄県告示第498号の事業地のうち、沖縄市安慶田一丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

---

**沖縄県告示第625号**

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第11条第3項の規定により、第一種市街地再開発事業の事業計画を次のとおり認可した。

平成19年10月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 組合の名称 牧志・安里地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地 那覇市安里2丁目3番8号
- 3 施行地区 那覇市牧志2丁目、牧志3丁目、安里1丁目及び安里2丁目の各一部
- 4 事業施行期間 平成19年10月9日から平成24年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成18年12月19日
- 6 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 平成19年11月7日
- 7 事業計画の認可の年月日 平成19年9月28日

---

**公 告**

---

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成19年10月9日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成19年8月30日  
(2) 商号名 株式会社琉信管材商事  
(3) 代表者名 山田親彰  
(4) 所在地 浦添市勢理客四丁目15番12号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-14）第8155号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年7月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成19年8月30日  
(2) 商号名 株式会社美和建设  
(3) 代表者名 山根繁雄  
(4) 所在地 うるま市字赤道679番地の1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-15）第8361号、沖縄県知事 許可（特-16）第8361号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年7月31日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成19年8月30日  
(2) 商号名 日東建設株式会社  
(3) 代表者名 金城正芳  
(4) 所在地 那覇市古島1丁目23番5号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-17）第8085号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月2日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成19年8月30日  
(2) 商号名 株式会社美玉開発  
(3) 代表者名 照屋盛夫  
(4) 所在地 那覇市字仲井真356番地の1 赤嶺アパート3A  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-18）第5509号、沖縄県知事 許可（般-18）第5509号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月3日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成19年8月30日  
(2) 商号名 有限会社エスアイ・ケイ  
(3) 代表者名 久高実  
(4) 所在地 浦添市字経塚179番地の2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-17）第10327号、沖縄県知事 許可（般-19）第10327号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月9日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成19年8月30日  
(2) 商号名 株式会社オキジム

- (3) 代表者名 新里勇  
(4) 所在地 浦添市字港川458番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-16)第8665号、沖縄県知事 許可(特-17)第8665号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月14日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成19年8月30日  
(2) 商号名 有限会社安村組  
(3) 代表者名 安村伸一  
(4) 所在地 うるま市大田746番地の1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第268号、沖縄県知事 許可(般-18)第268号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月16日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8 (1) 処分をした年月日 平成19年8月30日  
(2) 商号名 有限会社福里設備  
(3) 代表者名 福里一  
(4) 所在地 沖縄市字高原1041番地の3  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-14)第9309号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月17日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9 (1) 処分をした年月日 平成19年9月13日  
(2) 商号名 有限会社東豊建設  
(3) 代表者名 石原昌勝  
(4) 所在地 伊是名村字仲田372番地の1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-14)第6996号、沖縄県知事 許可(般-15)第6996号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月21日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10 (1) 処分をした年月日 平成19年9月13日  
(2) 商号名 株式会社伍和エンジニア  
(3) 代表者名 米須清一  
(4) 所在地 うるま市みどり町二丁目25番21号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-14)第8561号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月21日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11 (1) 処分をした年月日 平成19年9月13日  
(2) 商号名 株式会社仲鶴土建  
(3) 代表者名 仲本義光  
(4) 所在地 うるま市字昆布1121番地の5  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第5905号、沖縄県知事 許可(般-18)第5905号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月22日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した

旨の届出があった。

- 12(1) 処分をした年月日 平成19年9月13日  
(2) 商号名 有限会社大田機電  
(3) 代表者名 太田清次  
(4) 所在地 浦添市伊祖五丁目6番1号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-14)第7020号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月27日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成19年9月13日  
(2) 商号名 株式会社富廣建設  
(3) 代表者名 富永廣次  
(4) 所在地 宮古島市伊良部字長浜1565番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第5241号、沖縄県知事 許可(般-18)第5241号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月27日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成19年9月13日  
(2) 商号名 有限会社秀林組  
(3) 代表者名 照屋秀夫  
(4) 所在地 沖縄市字美里1148番地の2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-14)第3023号、沖縄県知事 許可(般-16)第3023号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月29日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成19年9月13日  
(2) 商号名 みらい建設有限会社  
(3) 代表者名 砂川哲雄  
(4) 所在地 宮古島市平良字下里215番地の9  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-15)第6965号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月30日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成19年9月13日  
(2) 商号名 株式会社羽地総業  
(3) 代表者名 小橋川清  
(4) 所在地 那覇市字仲井真400番地の1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-17)第7258号、沖縄県知事 許可(般-17)第7258号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月31日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成19年9月13日  
(2) 商号名 有限会社協和土建  
(3) 代表者名 名護良祥  
(4) 所在地 うるま市字赤野230番地の1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-16)第8689号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 平成19年8月31日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成19年10月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成18年8月9日 沖縄県指令土第811号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又186番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字登又185番地 サニーチナコーポ303号 知名朝善
- 5 検査済証番号 平成19年9月28日 第2574号
- 6 工事完了年月日 平成19年9月5日

## 企 業 局 事 項

### 沖縄県企業局管理規程第6号

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年10月9日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 花城順孝

#### 沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第7号中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

第8条の2第2項及び第8条の3第4項中「第19条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第20条の6第1項第2号中「第82条の2」を「第124条」に改め、同項第3号中「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

第37条中「沖縄県企業職員被服貸与規程」を「沖縄県企業職員被服等貸与規程」に改める。

#### 附 則

この規程は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。ただし、第8条の2第2項、第8条の3第4項及び第37条の改正規定は、平成19年10月9日から施行する。

## 公 安 委 員 会 事 項

### 沖縄県公安委員会告示第138号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成19年10月9日

沖縄県公安委員会

遊技機の種類	型 式 名	型式試験番号	製 造 業 者	検定番号

ばちんこ	CRおさかなアイラ ンドH3-T	7P077400	愛知県名古屋市中村区烏森町3丁目 56番地 株式会社ニューギン	7P0774
ばちんこ	CRマギーイリュ ジョンVF	7P064200	愛知県名古屋市中川区太平通1丁目 3番地 株式会社高尾	7P0642
ばちんこ	CRマギーイリュ ジョンXF	7P065800	愛知県名古屋市中川区太平通1丁目 3番地 株式会社高尾	7P0658
ばちんこ	CRAマギーイリュ ジョンHDV	7P068100	愛知県名古屋市中川区太平通1丁目 3番地 株式会社高尾	7P0681
回胴	スロット春夏秋冬H TR1	7S068200	群馬県桐生市境野町7丁目201番地 株式会社ソフィア	7S0682
回胴	スーパービンゴV	7S070100	東京都台東区東上野1丁目12番13号 ベルコ株式会社	7S0701

### 沖縄県公安委員会告示第139号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成19年10月9日

沖縄県公安委員会

#### 1 講習期間等

区 分	講習期間	時 間	場 所
機械警備業務管理者 講習	平成19年11月19日（月曜 日）から同月21日（水曜 日）まで	午前9時から午後5時 まで（平成19年11月21 日にあつては、午後3 時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚講堂
	【考査】11月21日（水曜 日）	午後3時25分から午後 5時5分まで	

2 受講定員 25人

3 受講対象者 法第2条第5項の業務に係る講習の受講を希望する者とする。

4 受講手続

(1) 受講申込み 講習を受けようとする者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に必要事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真）を貼付し、(2)の提出先に提出するものとする。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、平成19年10月24日（水曜日）から同年11月2日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(4) 受講手数料 手数料38,000円は、沖縄県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

5 講習業務の委託 講習は、社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

- (2) 受講及び考査の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3054)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円